

### 福生市営福生駅西口駐車場の使用開始について

福生市営福生駅西口駐車場を、次のとおり使用を開始します。

【開始日】7月1日(月)午前9時開場

【所在地】福生市本町92-1

【施設概要・使用料】駐車台数23台(軽自動車4台分含む) ※一時使用のみとなります。

使用時間の区分	使用料
午前9時～午前0時	1台につき30分ごとに100円
午前0時～午前9時	1台につき1時間ごとに100円

※使用料は、使用開始から24時間以内において700円を上限とします。なお、身体障害者手帳の交付を受けている方等は、手帳を提示することにより、使用開始から2時間以内まで免除することができます。

【問合せ】施設公園課施設公園グループ ☎ 551・1985

大雨、強風に備え、日ごろから周囲の排水溝の清掃、落下の恐れがある物の固定などをお願いします。ごみ、落ち葉、落下物等が集水枡を塞いでしまうと浸水被害の原因となります。

次の方の心身障害者医療

### 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの65歳以上の方へ

【受付時間】午前9時～午後4時(土・日曜日および正午～午後1時を除く)  
 【問合せ】社会福祉課福祉総務係 ☎ 551・1735

### 台風到来前に確認してください

大雨、強風に備え、日ごろから周囲の排水溝の清掃、落下の恐れがある物の固定などをお願いします。ごみ、落ち葉、落下物等が集水枡を塞いでしまうと浸水被害の原因となります。

### 空き家を売却する場合に費用の一部を助成します

【空き家住宅の主な要件】  
 ①昭和56年5月31日以前に着工されたものであること  
 ②居住の用に供さない状態でおおむね1年以上経過していること  
 【助成金額】除却費用(消費税抜き)の2分の1相当額※上限額：戸建て住宅30万円/戸、共同住宅10万円/棟  
 【注意事項】市への事前相談が必要ですので、必ず申請前にご相談ください。  
 【問合せ】まちづくり計画課住宅グループ ☎ 551・1961

敷地内の雨水集水枡についても、定期的に点検・整備をお願いします。

【問合せ】道路下水道課下水道グループ ☎ 551・1968

### 生活の「こ」や仕事の「こ」など、一人で悩まずに相談ください

市内在住の方の生活上の困りごとを相談できる窓口です。経済的な問題、長期の失業、ひきこもりやニートで悩んでいる、子どもの勉強が心配など、あなたの困りごとをお話しく下さい。相談員と一緒に考え、自立に向けたサポートを行います。

### 家族介護者教室(第2回)

介護の悩みや不安、自分なりの介護の工夫など、一緒に語り合ってみませんか。日々のイライラを理解して、怒りや感情をコントロールする方法を学びましょう。  
 【テーマ】「認知症の理解と家族の対応について(私じゃなければできない介護)」  
 【日時】7月18日(木)午後1時～2時30分  
 【場所】もくせい会館3階  
 【対象】市内在住で、家族の介護をされている方や介護に関心のある方  
 【定員】先着30人(受付中)  
 【持ち物】筆記用具、飲み物  
 【申込み】地域包括支援センター熊川 ☎ 510・2945、在宅介護支援センター加美 ☎ 553・3720、在宅介護支援センター南田園 ☎ 539・0007、在宅介護支援センター武蔵野 ☎ 553・6695

費助成制度の申請ができる経過措置期間が、6月30日(日)で終了します。

ただし、所得制限基準額を超える方、後期高齢者医療制度加入者かつ住民税が課税されている方などは対象外となります。

【対象】手帳の交付日が平成30年12月31日以前であり、現在も有効な精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの65歳以上の方  
 【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742

### 介護保険負担限度額認定の更新申請について

介護保険施設サービスや短期入所サービスを利用している方で、世帯全員が住民税非課税、同一世帯に属さない配偶者が住民税非課税、預貯金などが単身で1千万円以内、夫婦で2千万円以内等の場合、申請により、食費・居住費が軽減される制度があります。現在ご利用の「介護保険負担限度額認定証」の有効期限は7月31日(木)までです。8月以降も利用を希望される方は6月中旬に申請書を送付しますので、7月5日(金)までに次の書類を持参して、市役所1階9番介護福祉課介護係窓口で更新手続きをしてください。  
 【必要書類】①介護保険負担限度額認定申請書  
 ②平成31年1月1日以降福生市に転入された方は、1月1日に住所のあった市区町村が発行する非課税証明書  
 ③資産(預貯金額等)が分かるものの写し  
 ④個人番号が分かるもの(マイナンバーカードまたは通知カード等)  
 また、代理人が申請される場合は代理人自身の身分確認ができるもの(代理人の免許証等)、代理権の確認ができるもの(申請者本人の介護保険被保険者証等)の提示またはその写しの提出が必要です。  
 なお、平成30年度に非該当となった方には、更新のお知らせは送付しませんのでご注意ください。  
 負担限度額認定証の交付は申請後、世帯課税状況や非課税年金を含む年金収入、資産、配偶者所得等の状況を確認したうえで、該当する方に対して、「介護保険負担限度額認定証」を送付します。  
 ご不明な点はお問い合わせください。  
 【問合せ】介護福祉課介護係 ☎ 551・1764

### 配食ボランティア募集

市内の各拠点から高齢者のお宅へお弁当をお届けするボランティア活動です。直接お届けすることで利用者の見守り活動も兼ねています。  
 【活動日】毎週水・金曜日(祝日・年末年始を除く)  
 ※週1回～月数回でも構いません。  
 【時間】午前11時～午後0時30分ごろ(担当食数による)  
 【拠点】市役所・わかぎり会館・加美平住宅・松林会館・わかたけ会館・熊川住宅・白梅会館・福東会館・富士見台集会所・さくら会館・福祉センター(原則、現住所から最も近い拠点での活動となります。)  
 ※配食車を運転して各拠点にお弁当をお届けするボランティアも併せて募集しています。

## 第69回「社会を明るくする運動」強化月間

### ▼～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～7月は強調月間です

この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。



運動期間中は、福生市・西多摩地区保護司会福生分区が中心となり活動を進めていきます。なお、保護司とは法務大臣から委嘱を受け、罪を犯した人たちの更生を助けるとともに、犯罪や非行の発生を防ぐため、市内の関係団体と協力し、健全な地域づくりに努めている方々です。  
 【行動目標】①犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取り組みを進めよう

②犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう③これらの点について、地域社会の理解と協力の輪を広げよう

### ▼西多摩地区保護司会福生分区・福生市更生保護女性会・市内中学生が協力し、7月1日(月)に福生駅、牛浜駅で啓発活動を行います

【主催】「社会を明るくする運動」福生地区推進委員会

#### 西多摩地区保護司会福生分区名簿(敬称略)

秋山克明	久保田ふみ	清水義朋	平田みつ枝
大谷邦夫	郡司光志	関谷壽夫	廣司明雄
大野篤子	小林喜代子	竹田良昭	吉野真智子
乙津豊彦	齋藤徹	田村祥子	渡邊徹夫
加藤育男	佐田登代子	中根喜美子	
木下義彦	佐藤弘治	平井成泰	

【問合せ】社会福祉課福祉総務係 ☎ 551・1522

【申込み】社会福祉協議会施設サービス課施設サービス係 ☎ 552・2121  
 誰でも短い時間から気軽に始められるボランティア活動第3弾実践編は、レクリエーションです。コミュニケーションの取り方のツールとしてレクリエーションを体験しましょう。  
 ※第3弾からの参加も可能です。

【日時】7月13日(土)午後1時30分～3時30分  
 【場所】市民会館第4・5集会室  
 【対象】市内在住・在勤・在学の方で、活動に関心がある方  
 【定員】先着30人  
 【講師】高木直氏(東京都レクリエーション協会公認講師)  
 【申込み】受付中。ふっさボランティア・市民活動センターへ電話 ☎ 552・2122 またはメール (vac@fussashakyō.or.jp) でお申し込みください。